# 令和3年度静岡市食品衛生監視指導計画の概要

静岡市では、市民の皆様のご意見をいただきながら、「消費者及び食品等事業者との情報及び意見の交換の推進」など、6つの方針からなる「令和3年度静岡市食品衛生監視指導計画」を策定し、監視指導を実施していきます。

また、食中毒や違反食品などの事例に対しては、速やかな対応と市民への周知を図っていくことで、市民の健康保護を図り、食の安心・安全の確保を一層推進してまいります。



I 消費者及び食品等事業者 との情報及び意見の交換 の推進



Ⅵ 食品衛生に関わる人材 の養成及び資質の向上 I 食品等事業者による 自主的な衛生管理の 推進



6つの方針



V 食中毒等の健康危機 管理体制の確保

正監視指導の実施体制 及び連携の確保



IV 食品等事業者に 対する監視指導 の実施



#### I 消費者及び食品等事業者との情報及び意見の交換の推進

- 1 監視指導計画の策定など、食の安全に係る施策について意見の交換 (リスクコミュニケーション)を行います。
- 2 監視指導計画の実施状況及び結果を公表します。
- 3 市民と食品等の安全性に関する意見交換を実施します。
- 4 ホームページや広報等により、市民に正しい情報を提供します。
- 5 食品衛生知識の普及のため、食品等事業者のみならず、消費者に対しても講習会等を実施します。

### Ⅱ 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進

- 1 食品衛生管理者の責務について営業者に周知します。
- 2 「静岡市食品衛生法の施行等に関する条例」等の衛生管理の基準を 守るよう指導します。
- 3 食品等事業者に対し、HACCP に沿った衛生管理の取り組みを支援 します。
- 4 食品衛生指導員が行う自主衛生管理の活動を支援します。
- 5 食品衛生意識の向上を図ることを目的に、優良施設等の表彰を行います。
- 6 食品等の表示を適切なものとするために、食品関連事業者に対する 適切な表示を行うための支援を行っていきます。

#### Ⅲ 監視指導の実施体制及び連携の確保

- 1 監視指導及び食品等の収去の実施体制を整えます。
- 2 庁内の関係部局との連携を図り、情報交換を密にします。
- 3 国及び他の都道府県等との連携を図り、情報交換を密にします。
- 4 試験検査の実施体制の整備と検査技術の向上を図ります。

#### Ⅳ 食品等事業者に対する監視指導の実施

- 1 重点監視項目を設定し、衛生管理の実施状況を調査します。
- 2 食品群ごとの食品供給工程(フードチェーン)における重点監視指導 を実施します。
- 3 食中毒の発生防止対策及び適正な食品表示の取組に重点をおき監視 指導を行います。
- 4 食品等営業施設への立入検査の実施計画を定めます。
- 5 夏期及び年末には、食品大量販売施設や集団給食施設の監視指導を

実施します。

- 6 食品等の収去検査を計画に基づき実施します。
- 7 立入検査や収去検査により違反を発見した場合は、速やかに対応します。

### V 食中毒等健康危機管理体制の確保

- 1 食中毒発生時には、「静岡市食中毒対策要綱」に基づき対応します。
- 2 広域的な食中毒事案への対策を強化します。
- 3 その他の健康危機(食品事故)発生時には、関係機関と連携し対応 します。
- 4 食中毒等の健康危機発生時には、健康危害の拡大防止のため、市民 及び食品等事業者へ関連情報の公表を行います。

## VI 食品衛生に関わる人材の養成及び資質の向上

- 1 食品衛生監視員等に対して、最新技術の習得や情報収集を行うための研修を行います。
- 2 食品等事業者に対しては、食中毒の発生防止等、衛生知識習得のための講習会の受講を啓発します。